

【正誤表】

『作業環境測定士・労働衛生コンサルタント等資格
取得のための労働衛生関係法令の要点の解説』

作業環境測定の必要性について、下記のとおり訂正してお詫びします。

ページ・行	該当箇所	正
85・2	(i) 作業環境測定は、屋内作業場で第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤等にかかる有機溶剤業務を行う作業場。第3種有機溶剤等による有機溶剤業務は、 <u>対象外</u> 。	(i) 作業環境測定は、屋内作業場で第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤等にかかる有機溶剤業務を行う作業場。 <u>ただし、第3種有機溶剤等による有機溶剤業務についても、第3種有機溶剤等の成分に第1種又は第2種有機溶剤が含まれている場合は、当該有機溶剤について測定が必要となる。</u>